（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）

第三十七条　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2　法第十六条第三項の規定により公表する公益目的事業継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3　法第十六条第三項に規定する公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第五款　公益目的事業財産

（正当な理由がある場合）

第三十八条　法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一　収益事業等を行わない公益法人が、その管理費（法人の適正な運営を確保するための適正な費用に限る。）に係る財源の不足を補うために必要な限度において、財産の一部を当該管理費に充てる場合

二　公益目的事業財産に係る債務（当該公益法人の公益目的事業に係る経理以外の経理に対する債務にあっては、次に掲げる場合に生じた債務（ロに掲げる場合にあっては、当該資金不足に対応するため第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡し、その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）に限る。）の返済に財産の一部を充てる場合

イ　公益目的事業の一時的な資金不足の場合

ロ　資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

三　前号イ及びロに掲げる場合において、法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が費消し、又は譲渡した第四十四条に規定する財産の額（その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）を限度として、同条に規定する財産を取得する場合

四・五　［略］

六　法第五条第二十号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

第三十九条　［略］

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第四十条　［略］

［項を削る。］

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第四十一条　法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一　公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

［条を加える。］

第四款　公益目的事業財産

（正当な理由がある場合）

第二十三条　法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一・二　［同上］

三　法第五条第十七号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

第二十四条　［同上］

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第二十五条　［同上］

2　継続して公益目的事業の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第二十六条　法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一　公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産